

Asia Legal Update

2024 年
第 3 四半期 (7-9 月)

インドネシア	3
マレーシア	4
フィリピン	5
シンガポール	6
タイ	7
ベトナム	8
インド	9
ミャンマー	10
台湾	11
香港	12
アラブ首長国連邦	13
日本	14
バングラデシュ	15
スリランカ	16
トルコ	17
中国	18
サウジアラビア王国	19
エジプト	20

更新（2024 年 12 月 27 日）

以下の箇所を訂正・追記いたしました。皆様にご迷惑をおかけしましたこと、お詫び申し上げます。

<修正箇所>

- ・ P.8
正：首都に関する法律第 39/2024/QH15 号
誤：資本に関する法律第 39/2024/QH15 号

正：2024 年首都法
誤：2024 年資本法

正：2012 年首都法
誤：2012 年資本法

<追記箇所>

- ・ P.19 サウジアラビア王国の記事挿入
- ・ P.20 エジプトの記事挿入
- ・ P.23 Contacts 欄にサウジアラビア及びエジプトの執筆者追加

※12 月 27 日修正・追記

1. ゴールデンビザ

インドネシア法務人権大臣(「**法務人権大臣**」)は、2024 年の法務人権大臣規則第 11 号により改正された、査証分類に関する法務人権大臣令(M.HH02.GR.01.04 Tahun 2023)並びに査証及び滞在許可に関する 2023 年法務人権大臣規則第 22 号により、新たな査証区分を創設しました。いわゆる「ゴールデンビザ」により、外国企業により設立されたインドネシア法人(「**PT PMA**」)の取締役またはコミサリスに就任する外国人は、大きな優遇措置を受けることができます。許可される滞在期間は、以下のとおり、投資額に応じるものとされています。

- ・ 2500 万米ドル以上の投資を行う場合、最長 5 年間
- ・ 5000 万米ドル以上の投資を行う場合、最長 10 年間

ゴールデンビザは、1 つの PT PMA につき最大 10 人が利用でき、以下の追加優遇措置も受けることができます。

- ・ 入国審査場における優先レーンでの審査
- ・ 入国管理事務所における優先サービス
- ・ 関係省庁における優先サービス

従来の制度では、投資額にかかわらず、就労目的の限定滞在査証(Limited Stay Visa)が最長 2 年間の範囲でのみ付与されていたことと比較して、このゴールデンビザは、インドネシア政府による新たな外国投資誘致策になるものと考えられています。

2. 革新的な金融技術

インドネシア金融サービス庁(Otoritas Jasa Keuangan)(「**OJK**」)は、革新的な金融技術(「**ITSK**」)事業者に適用される新しいサンドボックス及び登録手続きについて詳しく定めた、通達 2024 年第 5 号(Circular Letter No. 5/SEOJK.07/2024)(「**5 号通達**」)及び通達 2024 年第 6 号(Circular Letter No. 6/SEOJK.07/2024)(「**6 号通達**」)を発出しました。

両通達は、ITSK のビジネスモデルが急速に拡大していることを受け、ITSK に関する 2024 年 OJK 規則第 3 号(「**3 号規則**」)及び金融セクターの開発と強化に関する法律 2023 年第 4 号(「**金融オムニバス法**」)を施行することを主な目的としたものです。3 号規則、5 号通達及び 6 号通達により、従来の OJK 規則 2018 年第 13 号(OJK Regulation No. 13/POJK.02/2018)(「**13 号規則**」)及びその施行規則は無効となりました。

3 号規則には、ITSK として認められるビジネスモデルとして、リスク管理及び暗号資産に関連する活動が含まれましたが、これは、金融オムニバス法の定めにより暗号資産の規制・監督当局が商品先物取引監督庁から OJK へ移行された動きに沿うものです。

従前の 13 号規則に基づく制度では 1 年半であったサンドボックス・プロセスの期間は、1 年に短縮されました。一方で、サンドボックス参加者となるための要件はより厳格化され、ITSK 事業者は、インドネシア市場に、重要かつ特徴あるものを導入し、付加価値をもたらすことが期待されている旨が定められました。

また、新しい承認プロセスは、ITSK 事業者においてより迅速なスケジュールで OJK の判断を受けることを可能にしました。これは、3 号規則により、ITSK 事業者が、OJK に却下されることを想定して出口計画を作成できるようにしていることと併せて機能するものです。

1. 個人データ保護法改正法案が可決

2024 年 7 月 31 日、マレーシア上院(Dewan Negara)は 2024 年個人データ保護(改正)法案(「**改正法案**」)を可決しました。改正法案は現在、施行に向けての手続である国王による裁可と連邦官報への掲載を待っている状況です。改正法案は、2010 年個人データ保護法(「**PDPA**」)を更新・強化するもので、個人データの侵害や悪用に対してより効果的に対処するため、セキュリティや執行の方針を強化するものです。「データ利用者(data users)」から「データ管理者(data controllers)」へ用語が改訂されたほか、改正法案で提案されている主な変更点は以下のとおりです。

- (i) **改正法案による罰則の強化**：改正法案では、データ管理者が個人データ保護 7 原則のいずれかに違反した場合の罰則が、30 万リンギット(約 71,075 米ドル)の罰金及び/又は 2 年以下の懲役から、最高 100 万リンギット(約 236,919 米ドル)の罰金及び/又は 3 年以下の懲役に引き上げられています。
- (ii) **データ処理者に対するセキュリティ原則の遵守義務**：改正法案では、データ処理者に対し、PDPA に基づくセキュリティ原則の遵守を義務付けるなど、一定の義務が拡大されます。データ処理者がセキュリティ原則を遵守しなかった場合、改正法案に基づく強化された罰則の対象となります。
- (iii) **データ侵害通知の義務化**：改正法案では、データ管理者に対し、個人データ侵害が発生したと信じるに足る理由がある場合、実務上可能な限り速やかに個人データ保護委員会(「**PDPC**」)に通知することを義務付けています。この通知は、PDPC が定める方法及び形式で行われることとなっており、この要件に違反した場合、25 万リンギット(約 59,229 米ドル)以下の罰金及び/又は 2 年以下の懲役が科され得ます。
- (iv) **データ保護責任者の任命義務**：改正法案では、データ管理者及びデータ処理者は、少なくとも 1 名のデータ保護責任者を任命する必要があります。データ管理者は、任命されたデータ保護責任者を、PDPC が定める方法及び形式で PDPC に通知しなければなりません。
- (v) **国境を越えたデータ移転規制の変更**：現在、PDPA は、一定の例外(大臣が作成権限を有するホワイトリスト記載の国にデータ移転する場合)を除き、個人データのマレーシア国外への移転を禁止しています。改正法案では、例外事由を削除する代わりに、(a)個人データ移転先が PDPA と実質的に類似した法律を施行している国である、又は(b)移転先が PDPA によって与えられる保護レベルと同等の、個人データ処理に対する適切な保護レベルを保証している場合に限り、データ管理者がデータ主体の個人データをマレーシア国外に移転できると定めています。
- (vi) **データ・ポータビリティ権**：改正法案では、データ主体がデータ管理者に対して、電子的書面で通知することにより、データ主体の個人データをデータ主体が選択した別のデータ管理者に直接送信するよう要求できる権利も新たに導入されています(データ・ポータビリティ権)。データ・ポータビリティの要求は、技術的な実現可能性とデータ形式の互換性が条件となります。

改正法案と関連ガイドラインが施行されれば、企業は既存のデータ保護方針と慣行、データ移転/共有/処理契約を見直し、更新して、新たな要件に準拠する必要があります。

2. AI ガバナンスと倫理に関する国家ガイドラインの発表

2024 年 9 月 20 日、マレーシア政府は、安全で信頼できる倫理的な方法で AI を開発・利用することを意図し、AI のガバナンスと倫理に関する国家ガイドライン(「**AI 倫理綱領**」)を発表しました。AI 倫理綱領は、AI を利用する 3 つの主体である、(i)利用者たる一般市民、(ii)政策立案者、(iii)AI に基づく技術の提供者又は開発者に向けて策定されています。AI 倫理綱領には、責任ある AI の 7 つの原則((a)公平性、(b)信頼性、安全性、管理、(c)プライバシーとセキュリティ、(d)包括性、(e)透明性、(f)説明責任、(g)人間の利益と幸福の追求)が定められています。AI 倫理綱領の採用は任意となっています。

1. 新政府調達法の制定

フィリピン政府による物品、インフラ及びコンサルティングサービスの調達に関する新法が制定されました。新政府調達法(共和国法第 12009 号)は、2024 年 7 月 20 日に制定、同年 8 月 13 日に施行されました。これにより、政府調達改革法としても知られる共和国法第 9184 号は廃止されることになります。

新政府調達法で導入された主な改正点は、以下のとおりです。

- (i) 新しい応札基準として「最も経済的に有利な応札価格方式」(**MEARB**)を導入する：旧法である政府調達改革法下では、物品及びインフラの調達契約は、最低応札価格(**LCRB**)を提示した入札者によって締結されていました。もっとも、新政府調達法では、調達政府機関が MEARB に基づいて契約を締結することが認められることになります。特に、財務的な考慮要素よりも技術的な適正が重要視される場合には、その点も加味した応札方式となります。しかし、財務的な考慮要素が最も重要である場合には、従前と同様に、調達政府機関は LCRB に基づいて契約を締結することも可能です。
- (ii) 初期的調達活動(**EPA**)の制度化：2019 年、政府調達政策委員会(**GPPB**)は、会計年度の一般政府歳出予算が成立する前に、物品、インフラプロジェクト及びコンサルティングサービスに関する EPA を開始することを調達機関に認めました。具体的には、新政府調達法は、調達機関が調達を直ちに実施することを目的とした初期的調達活動を開始するために明確な指針を示すとともに、調達契約が正式に締結されるためには会計年度の一般歳出法に基づく正式な予算承認が得られることが必要となるものの、当該予算承認前であっても初期的調達活動を行うことは認めるという EPA を正式に制度化しました。
- (iii) ライフサイクルアセスメント(**LCA**)及びライフサイクルコスト分析(**LCCA**)の導入：新政府調達法は、政府機関の戦略的調達管理を支援するため、LCA 及び LCCA のコンセプトを導入しました。この 2 つのアプローチは、関連事業の全期間にわたる環境、社会及び経済への影響を考慮要素に含むものです。
- (iv) 共同調達の導入：現在、調達を行う政府機関は、共同調達メカニズムを検討することが推奨されています。これは、調達政府機関資格を単一、共同、又はグループ調達に統合することを意味します。この戦略は、統合されたプロジェクトにおける調達政府機関による一括購入により、価格の引き下げを促すことを目的としています。

新政府調達法は、GPPB に対して、新政府調達法の公布から 180 日以内(又は 2025 年 1 月 16 日まで)に新政府調達法実施規則を制定するよう求めています。新政府調達法実施規則が制定されるまでは、政府調達改革法の当該実施規則が引き続き有効となります。

2. SEC によるエンハンスド・コンプライアンス・インセンティブ・プランの採用

2023 年、証券取引委員会(**SEC**)は、SEC の管轄下にある事業主が SEC への報告義務を遵守し、適切な企業経営を維持し、罰金や制裁金を課されることのないよう奨励する恩赦プログラムを実施しました。2024 年 8 月 30 日、このプログラムの補足として、SEC は SEC メモランダムサーキュラー(**MC**)No. 13-2024 を公表し、エンハンスド・コンプライアンス・インセンティブ・プラン(**ECIP**)を採用しました。ECIP の目的は、昨年に引き続き SEC の報告義務を遵守しない事業主(遅滞する事業主を含む。)に、SEC の報告義務を履行し、遵守するよう促すことです。

SEC の規制の対象であって、業務停止処分を受けたあるいはライセンス取消を受けた事業主は、期限を徒過した申告や義務報告書及び必要情報の未提出に対する違反については、3,060 フィリピンペソの申請料を支払えば、課徴金が固定 ECIP レートである 50%に減額される可能性があります。ただし、ECIP は申告期限の遵守に関する違反のみに適用されます。なお、義務報告書への誤記載に対する罰則は別途課される場合があります。上記 ECIP レートの利用を検討している違反事業主は、手続き及び必要書類について、SEC MC No. 13-2024 を参照してください。ECIP の申請は 2024 年 11 月 30 日まで受け付けています。

1. プラットフォーム労働者の保護を強化するための新法案

人材省(「MOM」)は、ライドシェアや配達サービス等のプラットフォームで働く労働者の保護を強化するために「2024 年プラットフォーム労働者法」を提出しました。同法案は、プラットフォーム運営者及びプラットフォーム労働者の双方による中央積立基金(「CPF」)への拠出を通じた住居及び退職後の生活の安定確保、勤務中の負傷に対する金銭的補償、そして代理権を定める法的枠組みを作ることを目指しています。同法案は 2024 年 9 月 10 日に議会で可決され、2025 年 1 月 1 日から施行されることが発表されました。

同法案によれば、プラットフォーム運営者とは、(a)ユーザーと契約を結びライドシェア又は配達サービスを提供し、(b)プラットフォーム労働者に関する意思決定、例えば業務の割り当てや 1 つの業務あたりの支払い額に関する決定について、データを使用して自動化しており、(c)プラットフォーム労働者に対して規則、要件、又は禁止事項を課している企業を指します。プラットフォーム労働者とは、プラットフォーム運営者と契約を結び、シンガポール国内でユーザーに対してライドシェアや配達サービス等を提供し、その対価として報酬や現物給付を受ける労働者を指します。また、プラットフォーム労働者とは、例えばその業務の内容や報酬の金額といった点において、プラットフォーム運営者に管理されている者をいいます。今後、プラットフォーム労働者の給与明細には、プラットフォーム労働者としての地位が表示されることになります。

同法案により、プラットフォーム運営者及びプラットフォーム労働者の CPF 拠出率は、一般の労働者と雇用主の拠出率に一致するように段階的に引き上げられます。プラットフォーム運営者からの CPF 拠出金によって、プラットフォーム労働者は全体的に収入が増加します。これらの CPF 拠出金は、プラットフォーム労働者の普通口座、特別口座、及び医療貯蓄口座に毎月振り込まれ、プラットフォーム労働者が、同じ収入を得ている一般の労働者と同等の住居及び退職後の生活の安定を得られるようにするものです。CPF 拠出率は、5 年間で段階的に引き上げられ、プラットフォーム労働者の場合は年間最大 2.5% ずつ、プラットフォーム運営者の場合は年間最大 3.5% ずつ引き上げられることとなります。

また、同法案により、プラットフォーム運営者は、プラットフォーム労働者に対し、シンガポールの 2019 年労災補償法(「**労災補償法**」)に基づき通常の労働者に保証されるのと同じ水準の補償を、労災補償保険により提供することが義務づけられます。この補償には、(i)医療費の払い戻し(ii)医療休暇及び入院休暇中の収入損失に対する補償(iii)永続的な障害や死亡に対する一時金の補償が含まれます。また、プラットフォーム運営者及びプラットフォーム労働者は、シンガポールの 2006 年労働安全衛生法(「**労働安全衛生法**」)の下で、労働関連の安全事故を防止するために法的な責任を負うこととなります。

MOM と労働安全衛生評議会は現在、プラットフォーム運営者及びプラットフォーム労働者が労働安全衛生法に基づく責任を果たすための実務的なガイダンスを提供するため、プラットフォームサービスの安全衛生の基本基準を設定する実務規範(Approved Code of Practice, ACOP)を策定中です。

2. ファミリーオフィス向けの税制優遇に対する追加要件

シンガポール金融管理局(「MAS」)は、2024 年 10 月 1 日より、ファミリーオフィスが管理するファンドビークルの税制優遇申請には、新しく MAS が指定するスクリーニングサービスプロバイダーが発行するレポートが必要になると発表しました。

シンガポールの 1947 年所得税法の第 130 条及び第 13U 条に基づく税制優遇制度は、シンガポール拠点のファンドマネージャー(ファミリーオフィスを含む)が管理するファンドビークルに対して、一定の条件を満たす場合、税を免除しています。第 130 条又は第 13U 条の制度に関する承認を得るためには、ファミリーオフィスが管理するファンドビークルは、運用資産(AUM)、投資専門家、支出、資本投入、プライベートバンキングアカウントの維持に関する一定の基準を満たす必要がありましたが、今回既存の要件に加え、スクリーニングレポートの要件が追加されました。

MAS のウェブサイトには、スクリーニングサービスプロバイダーのリストが掲載されており¹、費用見積を含むサービスの詳細については、直接問い合わせることができます。一般的にこのスクリーニングプロセスは完了までに約 2 週間かかるとされています。

¹ <https://www.mas.gov.sg/schemes-and-initiatives/fund-tax-incentive-scheme-for-family-offices>

タイ 執筆者: ジラポン・スリワット、アピンヤー・サーンティカセーム

1. 個人データの消去、破棄又は匿名化

2024 年 8 月 13 日、タイの個人情報保護委員会は、個人データの消去、破棄又は匿名化の基準に関する仏暦 2567 年(2024 年)告示(「**PDPC 告示**」)を発出しました。同告示は 2024 年 11 月 11 日に発効します。

PDPC 告示は、主に、データ主体が仏暦 2562 年(2019 年)個人情報保護法第 33 条に基づき個人データの消去、破棄又は匿名化を求める権利を行使した場合、データ管理者は、遅滞なく対応し、当該要求を受領した日から 90 日以内に手続を完了しなければならないことを規定しています。この要件は、関連する個人データの写し(もしあれば)にも適用されます。データ管理者は、所定の期間内に対応できない場合、個人データの消去、破棄又は匿名化が完了するまでの間、当該個人データの収集、利用又は開示を困難にする措置を講じなければなりません。

ただし、他者の個人データを害するおそれがあるなど、重大な理由により消去、破棄又は匿名化ができない個人データについては、PDPC 告示は適用されません。

2. DIW による会社登記簿の写しの提出要請の廃止

工業省工業局(「**DIW**」)は、会社登記簿(company affidavit)の写しの提出要請を廃止する旨の仏暦 2567 年(2024 年)告示(「**DIW 告示**」)をこの度発出し、同告示は 2024 年 8 月 19 日に発効しました。

DIW 告示は、DIW が今後会社登記簿の提出を要求しないと定めています。DIW が会社登記簿の写しを使用する必要がある場合、DIW 担当官は、該当の会社に費用を請求することなく、政府機関からそれ入手するか、又は書類の発行者と直接調整します。

該当の「会社」が、「DIW 告示」に基づき行為する権限を他の者に付与する場合、署名権限ある取締役(authorized director)は、当該「会社」の登記番号が明記された委任状を作成する必要があります。また、代理人を選任した署名権限ある取締役は、委任状の付属書類として、自身の本人確認書類の認証謄本を提出しなければなりません。

3. 即時使用可能なデジタル・トークンに関する新しい規則の改訂

2024 年 8 月 6 日、証券取引委員会(「**SEC**」)は、特定のデジタル・トークンの売り出しについて、デジタル・トークンの公募に関する一部規定の適用が除外される旨の告示(「**SEC 告示第 GorJor. 16/2567 号**」)を発出しました。同告示は 2024 年 8 月 13 日に発効しました。

一般に、新たに発行したデジタル・トークンの公募を希望する公開会社又は非公開会社は、SEC の承認を得なければならず、SEC が定めたその他の要件及び条件を遵守しなければなりません。例えば、SEC が定める特定の投資家へのみ売り出しを行うことができ、SEC が承認したデジタル・トークン・オフアリング・サービス・プロバイダーを通じて売り出しを行う必要があります。SEC 告示第 GorJor. 16/2567 号の公布後、次に該当する即時使用可能なデジタル・トークンは、公募に関する SEC の規制から除外されます。

(i)主として消費を目的とするデジタル・トークン又は証書を認証し、若しくはこれに取って代わることを目的とするデジタル・トークン、及び(ii)発行会社がデジタル資産取引所に上場する意図がない、(i)に該当しないデジタル・トークン。

上記のように適用除外されるトークンは、決済手段(MOP)又はステーキングに使用することを目的としてはなりませんが、ステーキングがプルーフ・オブ・ステークとして使用される場合又は投票、特定のイベントへの参加若しくはエコシステム内の特定のイベントからの利益受領のために使用する場合は許容されます。

1. 首都に関する法律第 39/2024/QH15 号

2024 年 6 月 28 日、首都に関する法律第 39/2024/QH15 号(「**2024 年首都法**」)が国会で成立し、2025 年 1 月 1 日に施行されます。この法律は、12 年前に施行された 2012 年首都法に代わるもので、ベトナムの首都(ハノイ)の建設、開発、管理などに関する法的枠組みを定めています。この新法の下で、注目すべき点は以下のとおりです: (i)ハノイ人民評議会及びハノイ人民委員会は、特定の公共投資プロジェクト、PPP プロジェクト及び国会又は首相の決定権の下にあるその他のプロジェクトの投資方針を決定することができること、(ii)ハノイで戦略的投資家として扱われるための条件が新たに追加され、そのような条件を満たす者は、土地賃借料の免除、特定の種類のプロジェクトについての減税、税関・税務手続きの優先的取扱いなど、ハノイ当局から様々な種類の優遇措置や支援を受けることができること、(iii)まだ法律で許可されていない、あるいは規制対象となっているものの、高い社会経済効率をもたらすことができる革新的な新技術、新製品、サービス、ビジネスモデルについて多くの分野でテストするための新しいメカニズムを立ち上げること。このテストの実施は当局の承認と管理の対象となり、管理されたテストの期間は最長で 3 年間であり、3 年を超えない範囲で 1 回延長できることです。

2. 不動産市場を管理する 3 つの法律の細則を定める新政令

直近で、政府は新たに 3 つの不動産関連法の細則を定めた政令を公布しました。その中には、土地法の細則を定めた政令 102 号/2024/ND-CP(「**政令第 102 号**」)、不動産事業法をの細則を定めた政令 96 号/2024/ND-CP(「**政令第 96 号**」)、住宅法の細則を定めた政令 95 号/2024/ND-CP(「**政令第 95 号**」)があり、いずれも 2024 年 8 月 1 日から施行されました。各政令の注目すべき点は以下のとおりです:

- (i) **政令第 102 号**: 政令第 102 号は、投資法及び住宅法に基づき、国境沿いのコミューン、区、郷、沿岸のコミューン、区、郷、島、その他国防及び安全保障に影響を与える地域を立ち入り制限地域とし、外国投資企業が国に土地の割り当てや土地の賃貸を要求する際、又は土地使用権(「**LUR**」)の現物出資を受ける際に、国防省及び公安省の意見を聴取する義務を規定しています。また、政令第 102 号は、LUR が 2 回にわたって競売にかけられたものの、競売に参加する者がいなかったために不成立となった場合の具体的な法的手続きを規定しています。
- (ii) **政令第 96 号**: 政令第 96 号は、不動産事業者に適用される具体的な財務上の基準を以下のとおり定めています: (a) 各不動産プロジェクトについて、信用機関の与信残高、社債残高、及び法律で要求される自己資本の合計額は、総投資資本総額の 100%を超えてはならない、(b)信用機関の与信残高と社債残高の合計比率は、自己資本の 4 倍以下(土地面積が 20ha 未満の不動産プロジェクトの場合)又は 5.67 倍(土地面積が 20ha 以上の不動産プロジェクトの場合)以下でなければならない。
また、政令第 96 号は、不動産事業に適用される条件からのいくつかの免除ケースを明確にしており、その中には、非事業目的で住宅、建設工事、建設工事の床面積を販売する個人及び組織、又は、投資プロジェクト設立対象とならない個人、又は、関連する取引の件数及び金額に関する特定の基準値を持つ事業体であるなど、小規模に住宅、建設工事、建設工事の床面積を販売、リース、賃貸購入する個人及び組織が含まれます。
- (iii) **政令第 95 号**: 政令第 95 号は、外国人の所有権制限に関する規制を詳細に規定しており、(a) 区の人口に相当する地域内(管轄当局が承認したマスタープランに従うと 10,000 人)で最大 250 戸の個人住宅を所有することが許可される、(b)コンドミニウム建築物が、同じボディウムを共有する複数のブロック又はセクションで構成される場合、外国人所有権の上限は各ブロック又はセクション内の住宅総戸数の 30%までとする、(c)区に相当する人口を有する同一地域内に個人住宅のプロジェクトが 2 つ以上ある場合、その上限はすべてのプロジェクトについて 250 戸までとする、とされています。

1. 外国為替法違反のコンパウンディング手続に関する規則改正

インド財務省は、2024 年 9 月 12 日に、2024 年外国為替(コンパウンディング手続)規則(「**新規則**」)を発行しました。コンパウンディングとは、申請者が法令違反を自ら認めた上で申請を行い、当局が決定した違反金を納付することにより当該違反の有恕を認める制度です。新規則は、外国為替法違反に関するコンパウンディングの申請手続を迅速化、合理化することを目的としています。新規則の主な規定は以下のとおりです。

- コンパウンディング権限者: 新規則は、インド財務省歳入庁の Enforcement Director 及びインド準備銀行(「**RBI**」)の役職者を主たるコンパウンディング権限者として指定し、コンパウンディング権限者となるべき者の職位に関して、以下のとおり、違反金額の限度額を改正しています²。

コンパウンディング権限者の職位	金額 (新規則)	金額 (従前の規則) * インド ルピー(INR)
RBI の Assistant General Manager	600 万 INR (71,000 米ドル) 以下	100 万 INR (12,000 米ドル) 以下
RBI の Deputy General Manager	2500 万 INR (296,000 米ドル) 以下	100 万 INR (12,000 米ドル) 超、400 万 INR (47,000 米ドル) 未満
RBI の General Manager	5000 万 INR (59,000 米ドル) 以下	400 万 INR (47,000 米ドル) 以上、1000 万 INR (118,000 米ドル) 未満
RBI の Chief General Manager	5000 万 INR (59,000 米ドル) 超	1000 万 INR (118,000 米ドル) 以上

- 申請料および違反金の支払: 従前の規則では、申請料および違反金は送金小切手で支払う必要がありましたが、新規則では、オンラインでの支払が可能となりました。違反金は、コンパウンディングの決定から 15 日以内に支払わなければならないが、これを怠った場合、コンパウンディングの申請はなかったものとみなされます。
- コンパウンディングが認められない違反: 新規則は、コンパウンディングが認められない違反行為の範囲を拡大しており、これには、金額が数量化できない場合や、既に外国為替管理法に従い罰金を科す決定が発出されている場合が含まれます。

2. ビデオ会議方式による年次株主総会及び臨時株主総会の実施を 2025 年 9 月まで許可

インド企業省(「**MCA**」)は、2024 年 9 月 19 日付の一般通達第 9 号で、2024 年及び 2025 年に年次株主総会の期日が到来する会社に対し、2025 年 9 月 30 日まで、ビデオ会議またはその他のオーディオ・ビデオ手段(「**他の AV 手段**」)を通じて年次株主総会を実施することを認めました。また、以前の通達に規定された枠組みに従い、ビデオ会議または他の AV 手段による臨時株主総会の実施及び郵便投票による決議も 2025 年 9 月 30 日まで認められました。

3. 実質的所有者の開示に関する規則改正

MCA は、2024 年 7 月 15 日付の Companies (Management and Administration) Amendment Rules, 2024 により、2013 年会社法において開示が求められている実質的所有者に関する申告フォーム(MGT-6)を、新たなウェブ・フォームに変更しました。新様式では、基本納税者番号(PAN)、パスポート番号、その他の登録番号のほか、自然人であることを示す実質的所有者の生年月日を含む実質的所有者の詳細な情報を開示することが要求されます。

²注:許可を受けていない者に外国為替または外国証券を取引または譲渡してはならない旨規定している外国為替管理法第 3(a)条への違反には、改正された限度額は適用されないことにご留意ください。

1. 信託法の改正

The State Administration Council は、2024 年 9 月 19 日、資金洗浄及びテロ資金供与対策措置を規定した信託法改正法(「**改正信託法**」)を施行しました。³

改正信託法により追加された資金洗浄及びテロ資金供与対策に関して受託者が遵守すべきデューディリジェンス、記録管理、報告義務は以下の通りです。

- (i) 信託の委託者、受託者、受益者、及び信託を最終的に実効的に支配するその他の自然人の身元に関する適切、正確かつ最新の情報を入手し保持すること
- (ii) 投資アドバイザー又はマネージャー、会計士、税務アドバイザーを含む信託の他の規制代理人及びサービスプロバイダーに関する基本情報を保持すること
- (iii) 正確かつ最新の情報を適時に保持すること
- (iv) 金融機関及び指定非金融事業者又は職業専門家(「**FIs/DNFBPs**」)に対し受託者の地位を開示すること、及び取引関係を形成した場合又は閾値を超える取引を行う場合には所轄官庁に報告すること
- (v) 信託に関する情報を所轄官庁に提供すること、及び現行法に基づく FIs/DNFBPs との取引関係の条件に基づき保有又は管理される信託の受益者及び資産に関する情報を FIs/DNFBPs の要請に応じて提供すること

さらに、改正信託法によれば、受託者は、上記のすべての情報を解任後少なくとも 5 年間保存し、マネーロンダリング防止法及びテロ対策法を遵守する義務を負うとされます。

2. 労働省告示の発出

The Ministry of Labour は、国外雇用に関する法律に基づき、2024 年 8 月 28 日付労働省告示第 108/2024 号(「**労働省告示**」)を発行し、国外で働くミャンマーの移民労働者に対し、月給の 25%を月 1 回、又は少なくとも 3 ヶ月分の給与の 25%を 3 ヶ月に 1 回、正式な銀行システム又は銀行システムと連動した認定送金事業者もしくは国際送金サービスを通じて、家族又は自身のミャンマーの銀行口座に送金することを命じました。

労働省告示によれば、該当の労働者は送金受領書を証拠書類として保管する必要があります。また、一定の場合には、当該送金受領書の写しを国外職業紹介所に送付する必要があります。さらに、労働省告示は、国外職業紹介所に対し、労働者から送付された送金受領書の写し及び月次報告書を労働省に提出することを求めています。

労働省告示上、移民労働者が上記の送金義務に違反した場合には、次の措置が規定されています。

- (i) 期間を定めた海外勤務の停止
- (ii) 国外勤務者カードの認可禁止
- (iii) 旅券の更新拒否

³ 2024 年 9 月 19 日付信託法改正法 No.55/2024。

1. 源泉徴収税の徴収代理人の変更

台湾の立法院である立法院は 2024 年 8 月 7 日、「所得税法」の改正案(「**所得税法改正案**」)を可決しました。所得税法改正案により 2025 年 1 月 1 日に施行される予定の新制度では、源泉徴収税の源泉徴収代理人が変更されることになります。以下にて台湾の源泉徴収税及び所得税法改正案における主要な点を簡単に整理します。

(i) 源泉徴収税の概要

所得税法第 88 条では、特定の所得の種類から発生する所得税につき、所得者ではなく源泉徴収代理人によって源泉徴収されなければならないとされています。これらの所得の種類には、① 台湾国内において本店を有する会社より非台湾居住者である個人又は台湾国外において本店を有する事業に対し分配される会社の配当金、② 法人、事業若しくは組合よりその非台湾居住者である投資家、個人事業主若しくは組合員に対し分配される利益又は余剰利益、③ 組織、機関、学校、企業、破産財団又は専門職の実務者から支払われる給与、利息、賃料、手数料、ロイヤルティ、退職金、解雇手当、退職手当、終身年金、仕組債取引による収益及び専門職の費用(「**給与その他の費用**」)、④ 台湾国内に固定営業所又は営業代理人を有しない外国営利企業に支払われる所得、⑤ 台湾国内に支店を有しない外国映画企業の台湾における活動による所得、及び⑥ その他列挙された所得の種類が含まれます。源泉徴収税の税率は 15% から 20% であり、所得の種類によって異なります。

(ii) 改正の概要

現行制度における源泉徴収代理人は、① 会社によって分配される配当金又は法人、事業若しくは組合によって分配される利益若しくは余剰利益に関しては、当該会社、法人、事業又は組合の責任者、② 給与その他の費用に関しては、源泉当該組織、機関又は学校の税源泉徴収の担当部門、企業の責任者、破産管財人及び専門職の実務者となっています。

所得税法改正案は、現行制度の下で過度に重い責任を課せられている責任者及び税源泉徴収担当部門の責任を軽減するために、源泉徴収代理人が所得を支給する企業、組織、機関等に変更され一本化されました。所得税法改正案の施行後は、所得を支給する企業、組織、機関等が源泉徴収税を徴収する責任を負うことになります。

2. 資金洗浄防止法的大幅改正

近時更に詐欺事件が増加していることを受け、資金洗浄防止法的大幅な改正(「**資金洗浄防止法改正**」)が行われました。資金洗浄防止法改正において、仮想通貨の役務提供者(「**VASP**」)及び第三者決済の役務提供者に対するより厳格な規制枠組が導入されました。資金洗浄防止法改正は 2024 年 7 月 31 日に施行されましたが、VASP および第三者決済の役務提供者に関する新たな規制枠組を定めた第 6 条の施行日は未定です。

これに関連して、金融監督管理委員会(「**金管会**」)は、新たな規制枠組を構成する「VASP 資金洗浄防止登録に関する弁法」(「**VASP 登録弁法**」)及び「仮想通貨プラットフォーム及び取引事業の資金洗浄及びテロ資金供与対策に関する弁法」(「**VASP AML 弁法**」)の草案を公表しました。これらの草案によると、将来的には、VASP は仮想通貨の交換、転送、保管、管理、発行及び販売に関連する役務を提供するためには、事前に金管会において「資金洗浄防止登録」を行うことが必要となり、VASP AML 弁法に従って監督を受けることになります。

なお、第三者決済の役務提供者については、新たな規制枠組が施行されれば、第三者決済役務を提供するためには「資金洗浄防止及び能力登録」を完了することが必要となります。

1. Anti-Scam Consumer Protection Charter 2.0

Hong Kong Monetary Authority (「HKMA」)は2024年4月10日に、Hong Kong Association of Banks と共同で、クレジットカード詐欺やその他のデジタル詐欺被害の防止を目的とした Anti-Scam Consumer Protection Charter 2.0 (「Charter 2.0」)を発表しました。Charter 2.0 は Airport Authority、Consumer Council、Hong Kong Police Force、Insurance Authority、Mandatory Provident Fund Schemes Authority、Securities and Futures Commission 及び Travel Industry Authority からの全面的支援を受けています。Charter 2.0 には 230 超の金融機関及び事業会社が参画し、銀行業、保険業、強制積立年金(「MPF」)、証券・先物業、飲食業、物流、交通、旅行及びその他リテール分野など、市民の日々の生活の様々な側面がカバーされています。Charter 2.0 は、市民がクレジットカード詐欺やその他のデジタル詐欺の脅威を理解し、金融機関・事業会社等から送付されるかのように偽装するフィッシング詐欺のメッセージから自身を守ることの一助となるよう、以下の4つの原則を謳っています。

- (i) 参画した金融機関・事業会社等は、銀行口座、クレジットカード、投資口座、加入保険、MPF 口座等又はその他の重要な個人情報をオンラインで取得することを目的とするハイパーリンクを含む SMS、WhatsApp、WeChat 等による簡易な電子的メッセージを、顧客からの要求がない限り送付しないこと。
- (ii) 参画した金融機関・事業会社等は、市民のクレジットカード詐欺その他のデジタル詐欺への注意を喚起するよう協働すること。これには、「詐欺に注意！銀行口座、クレジットカード、投資口座、加入保険、MPF 口座等又はその他の重要な個人情報を、金融機関・事業会社等から送付されているかのように装う疑わしいメッセージ内のリンク先に提供しないように！」という重要なメッセージを、これらの詐欺への注意喚起の目的で適切な経路(自社ウェブサイト、携帯アプリ等)及び広告宣伝資料を通じて顧客及び一般市民に送付することが含まれます。
- (iii) 参画した金融機関・事業会社等は、顧客においてメッセージ送付者の情報やメッセージの真正性についての確認等が行えるための連絡先情報を適切な経路(自社ウェブサイト、携帯アプリ等)で提供すること。
- (iv) 参画した金融機関・事業会社等は、販売スタッフを含む営業現場のスタッフに対して Charter 2.0 に即した教育を行い、顧客からの質問に対応しかつ詐欺被害防止のための教育的メッセージを伝えられるようにすること。

2. Deposit Protection Scheme (Amendment) Bill 2024

Deposit Protection Scheme (「DPS」)を改組するための様々な施策を盛り込んだ Deposit Protection Scheme (Amendment) Bill 2024 (「Amendment」)は2024年7月3日に立法会で可決されました。DPS は DPS のメンバーである金融機関への預金を法令に基づいて保護しており、具体的には DPS のメンバーである金融機関の香港所在の拠点に預けられた香港ドル、人民元及びその他の通貨建ての預金が法令に定める範囲で保護されています。今般の Amendment は、金融セーフティネットにおける DPS の機能を強化し、預金者の信頼、銀行セクターの回復力及び金融システムの安定性を高め、これにより香港の国際金融センターとしての地位の強化に資するものとされています。

Amendment には DPS を強化するための以下の施策が含まれます。

- (i) 保護上限額の HKD500,000 から HKD800,000 への増額。
- (ii) 制度の根幹となる DPS のファンドが合理的期間内に上記増額された保護上限額のもとで目標の水準に到達するための賦課金制度(levy system)の改定。
- (iii) 銀行の合併等の組織再編時において影響を受ける預金者への保護制度の改定。
- (iv) DPS のメンバーシップの表示を各 DPS のメンバーである金融機関の electronic banking platform において行うこと。
- (v) 保護対象とならない預金取引に係る開示義務をプライベート・バンキング等の顧客との関係において簡素化すること。

Amendment は2024年7月12日に公布され、二段階に分けて施行されます。具体的には、上記(i)、(ii)及び(v)等の施行準備に時間がそれほどかからないものについては2024年10月1日より施行されており、上記(iii)及び(iv)を含むその他の施策については2025年1月1日より施行されます。

1. 連邦労働法の改正

連邦法 2021 年第 33 号(「UAE 連邦労働法」)は、連邦法 2024 年第 9 号により一部改正され(「2024 年改正」)、同改正は 2024 年 8 月 31 日に施行されました。UAE 連邦労働法は、2024 年改正に先立ち、連邦法 2023 年第 20 号により改正され(以下「2023 年改正」)、同改正は 2024 年 1 月 1 日に施行されていましたが、2024 年改正により、労働争議に関する規定(第 54 条)や偽装雇用等に関する罰則規定(第 60 条)が、以下のように改正されました。

第 54 条

- (i) 2023 年改正により、労働省(Ministry of Human Resources & Emiratisation)は、請求額が 5 万ディルハム(AED)を超えない場合、又は請求額にかかわらず両当事者が友好的解決に応じない場合、同省に申し立てられた紛争について決定を下す権限を与えられました。また、いずれかの当事者が同決定に不服がある場合は、関連する控訴裁判所(Court of Appeals)に訴訟を提起することができるとされました。2024 年改正により、労働省は、引き続き前述の紛争を決定により解決する権限を有する一方で、同省の決定に不服がある当事者は、控訴裁判所ではなく、管轄権を有する第一審裁判所(Court of First Instance)に訴訟を提起することができるとされました。
- (ii) 2023 年改正において、労働債権の消滅時効は、紛争の対象となる権利を行使できる日から 1 年とされました。2024 年改正により、時効期間は雇用関係の終了から 2 年に延長されました。

第 60 条

2024 年改正は、従前 AED 50,000 から AED 200,000 であった偽装雇用等に対する罰金を、AED 100,000 から AED 1,000,000 へと大幅に引き上げました。

2. テレマーケティング規制の制定

UAE は、電話によるマーケティングを規制することを目的とした 2024 年内閣決議第 56 号および 2024 年内閣決議第 57 号(「テレマーケティング規制」)を発表しました。同規則は、「テレマーケティングコール」を通じて製品やサービスのマーケティングを行う、UAE におけるライセンスを有する法人(フリーゾーンに所在する法人を含む)に適用されます。「テレマーケティングコール」とは、法人又は自然人が、その提供する製品やサービスのマーケティング、広告、宣伝を目的として、又はその代理人の名において、固定電話番号又は携帯電話番号を使って消費者に対して行う電話(マーケティング SMS やソーシャルメディアアプリケーションを通じたマーケティングメッセージを含む)とされています。テレマーケティング規制は、ライセンスを有する法人がテレマーケティングコールを行う際に遵守しなければならない、以下を含む一定の規制を定めています。

- (i) テレマーケティングを行うにあたり当局から事前承認を取得すること
- (ii) マーケティング担当者に対して、職業倫理に関する包括的な研修を実施すること
- (iii) UAE で認可を受けた電気通信会社が発行する現地の電話番号を使用すること。但し、当該電話番号は、UAE における商業ライセンスにおいて登録されているものでなければならない。
- (iv) 着信拒否登録簿(Do Not Call Register)に登録されている消費者に電話をかけないこと
- (v) テレマーケティングコールを録音すること。
- (vi) 実施されたテレマーケティングコールに関する定期報告書を当局に提出すること
- (vii) マーケティングを目的とした電話は午前 9 時から午後 6 時までの時間内にのみ行うこと
- (viii) 消費者が初回の電話で商品又はサービスを拒否した場合、再度の電話をしないこと
- (ix) 消費者が電話に応答しないか、電話を切った場合は、1 日に 1 回以上、1 週間に 2 回以上のかけ直しをしないこと
- (x) テレマーケティングコールの冒頭で会社と電話の目的を説明すること
- (xi) 当局から要求があった場合、電話番号及び消費者データの入手元を明らかにすること

上記の規制に違反した場合の行政罰には、警告、罰金、ライセンスの停止又は取消し、商業ライセンス登録からの抹消、通信サービスの停止等があります。罰則は、違反の種類、重大性、回数及び頻度によって異なり、罰金の額は AED 10,000 から AED 150,000 です。

1. フリーランス法が 11 月 1 日より施行

2024 年 11 月 1 日、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和 5 年法律第 25 号。「フリーランス法」又は「法」)が施行されました。

(1) フリーランス法の目的

フリーランス法は、個人や一人会社で業務委託を受ける事業者である、いわゆるフリーランスが、組織として事業を行う発注事業者との間の業務委託に関し、交渉力等に格差が生じやすいことに鑑み、①フリーランスと発注事業者の間の取引の適正化を図るとともに、②フリーランスの就業環境の整備を図ることを目的としたものです。

(2) 対象となる当事者・取引

対象となる当事者及び取引は、以下のとおり定義されています。

特定受託事業者(法 2 条 1 項)	業務委託の相手方である事業者であって、以下のいずれかに該当するもの ● 個人であって、従業員を使用しないもの ● 法人であって、1 名の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの
特定受託業務従事者(法 2 条 2 項)	特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者
業務委託(法 2 条 3 項)	● 事業者がその事業のために他の事業者物品の製造(加工を含む。)又は情報成果物の作成を委託すること ● 事業者がその事業のために他の事業者役員提供を委託すること(他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。)
業務委託事業者(法 2 条 5 項)	特定受託事業者に業務委託をする事業者
特定業務委託事業者(法 2 条 6 号)	業務委託事業者であって、以下のいずれかに該当するもの ● 個人であって、従業員を使用するもの ● 法人であって、2 名以上の役員があり、又は従業員を使用するもの

(3) 取引の適正化

取引の適正化に関する規制の概要は、以下のとおりです。

書面等による取引条件の明示(法 3 条)	業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。
報酬支払期日の設定・期日内の支払(法 4 条)	報酬の支払期日は、特定業務委託事業者が、原則として特定受託事業者から給付を受領した日から 60 日以内(再委託の場合には元委託支払期日から起算して 30 日以内)のできる限り短い期間内で定めなければならない。これを定めなかった場合やこれに違反して報酬支払期日が定められた場合には、みなし規定により支払期日が確定される。
特定業務委託事業者の遵守事項(法 5 条)	特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託(1 か月以上のも(契約の更新により当該期間以上継続して行うものを含む。))をした場合、①受領拒否、②報酬減額、③返品、④買いたたき、⑤購入・利用強制、⑥不当な経済上の利益の提供要請、⑦不当な給付内容の変更・やり直しをしてはならない。

(4) 就業環境の整備

就業環境の整備に関する規制の概要は、以下のとおりです。

募集情報の的確な表示(法 12 条)	特定業務委託事業者は、広告等により募集情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず、また、正確かつ最新の内容に保たなければならない。
育児介護等と業務の両立に対する配慮(法 13 条)	特定業務委託事業者は、特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託(6 か月以上のも)に係る業務を行うことができるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならない。
ハラスメント対策に係る体制整備(法 14 条)	特定業務委託事業者は、特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならない。
解除の事前予告・理由開示(法 16 条)	特定業務委託事業者は、業務委託(6 か月以上のも)を解除(契約期間の満了後に更新しない場合を含む。)場合、原則として、解除日の 30 日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならない。理由の開示を請求された場合には、原則として、理由を開示しなければならない。

(5) 違反した場合の対応

公正取引委員会は、取引の適正化に係る規制への違反に対し、報告徴収・立入検査を行うことができ、違反が認められる場合には勧告を、正当な理由なく勧告に従わない場合には命令及び命令の公表を行うことができます(法 8、9、11 条)。また、中小企業庁は、取引の適正化に係る規制への違反に対し、報告徴収・立入検査を行うことができ、違反が認められる場合には、公正取引委員会に対し、措置請求を行うことができ、措置請求を受けた公正取引委員会は、勧告等を行うことができます(法 7-9、11 条)。厚生労働大臣は、就業環境の整備に係る規制への違反に対し、報告徴収・立入検査(14 条の場合は立入検査を除く)を行うことができ、違反が認められる場合には勧告を、正当な理由なく勧告に従わない場合には命令及び命令の公表を行うことができます(法 18-20 条)。そして、報告徴収・立入検査の妨害等をした事業者又は命令に違反した事業者は、50 万以下の罰金(法 14 条の勧告等のための報告徴収を妨害した場合は 20 万円以下の過料)に処されます(法 24 条、26 条)。

1. バングラデシュ議会が解散、暫定政府が発足

2024年8月5日、学生を中心とした大規模抗議活動を受け、シェイク・ハシナ(Sheikh Hasina)首相が辞任しました。翌日の8月6日には国民議会が解散され、8月8日には国軍主導のもとムハンマド・ユヌス(Muhammad Yunus)博士を首席顧問とする暫定政権が発足しました。⁵

総選挙に向けた日程は依然として未定ですが、2024年10月、暫定政権は公正な選挙の実施に向けて選挙管理委員会の再編成と委員長の選定を目的とする調査委員会(Search Committee)を設置しました。

2. 政府は主要部門を強化するために6つの改革委員会を設置

ユヌス首席顧問は、2024年9月11日の国民向けテレビ演説で、改革推進のために6つの委員会を設置すると発表しました。これを受け、暫定政府は、10月3日に(1)行政改革委員会、(2)司法改革委員会、(3)警察改革委員会、(4)汚職防止改革委員会、(5)選挙制度改革委員会を設置し、さらに10月7日に(6)憲法改正委員会を設置しました。各委員会は、発足から90日以内に改革案をまとめた報告書を提出する方針です。

3. 司法府の人事異動

2024年8月、ハシナ首相の辞任を受け、最高裁判所上訴部(Appellate Division)の判事7名のうち、オバイドウル・ハッサン(Obaidul Hassan)長官を含む6名の判事が辞任しました。その後、最高裁判所高裁部(High Court Division)の最上級判事を務めていたサイド・リファト・アハメド(Syed Refaat Ahmed)判事が新たに長官に任命され、さらに4名の高裁部判事が上訴部に昇格しました。⁶

2024年10月9日、新たに23名が高裁部判事に任命されました。また、下級裁判所では、県判事(district judges)、追加の県判事(additional district judges)、および特別市判事(metropolitan magistrates)を含む244名の判事が昇進または異動となりました。

暫定政府は、行政および外交関連のポストでの大規模な人事異動に加え、司法府でも大幅な人事異動を実施しています。

⁴ 本稿作成に際しては、バングラデシュの法律事務所 Rahman's Chambers 所属の Shimu Kamrunnaher 弁護士に協力を得ました。

⁵ ユヌス博士は、貧困層向けの無担保小口融資(マイクロファイナンス)を行うグラミン銀行の創設者として、2006年にノーベル平和賞を受賞しています。

⁶ バングラデシュの司法制度は最高裁判所と下級裁判所で構成されており、最高裁判所の中に上訴部と高裁部があります。独立した高等裁判所はありません。一連の人事異動により、現在、上訴部の判事の総数は6名となっている。

1. 労働者最低賃金の改正

2024年9月11日、2024年全国労働者最低賃金改正法第48号(「**改正法**」)が採択され、これにより民間労働者の最低賃金が引き上げられました。旧法(2016年全国労働者最低賃金法第3号)では、労働者の最低日給は500スリランカ・ルピー(日本円で約250円(1スリランカ・ルピー=約0.5円で計算))、最低月給は12,500スリランカ・ルピー(約6,250円)と定めていました。しかし、最近の経済的混乱の結果生じた生活費の高騰を踏まえて、改正法により、最低賃金は40%引き上げられ、現在はそれぞれ最低日給が700スリランカ・ルピー(約350円)、最低月給が17,500スリランカ・ルピー(約8,750円)となっています。

また、労働者は賃金の他に予算救済手当(「**手当**」)も受け取ることができます。手当は、一日当たり140スリランカ・ルピー(約70円)、一か月当たり3,500スリランカ・ルピー(約1,750円)です。労働者の最低収入は最低賃金に手当を加えて計算されるため、現在の労働者の最低収入は、一日当たり840スリランカ・ルピー(約420円)、一か月当たり21,000スリランカ・ルピー(約10,500円)となっています。

2. 女性の地位向上のための新法施行

2024年7月2日、2024年女性エンパワーメント法第37号(「**新法**」)が施行されました。新法は、女子差別撤廃条約上の義務を履行するメカニズムの導入を目的としています。新法では、(a) 性別や性的指向に基づくあらゆる形の差別からの女性の保護、(b) 差別、集団における疎外、セクシャルハラスメント及び性暴力の防止、(c) 障害を持つ女性への特別な配慮を伴う経済的地位の向上、(d) 女性の地位向上に関する公教育プログラム、(e) 男女同一賃金など、あらゆる立場や階層の女性の地位向上に関する目的が規定されています。

上記目的を促進するために、新法では、女性に関する国家委員会(「**委員会**」)が設置されます。大統領は、委員会を構成する7名の委員を任命し、そのうち少なくとも5名は女性でなければならないとされています。委員は、法律、労働組合、経営及び行政、並びに健康及び教育等の特定の分野において実績が確認された知識及び経験を有する候補者の中から任命されます。委員会には、国家政策の策定を含め、女性の地位向上を確保するための様々な権限が与えられています。さらに、委員会は、新法の規定に従って、女性の権利の侵害について照会及び調査を行う権限を行使することが可能であり、また苦情を受け付ける権限があります。委員会は、裁判所からの許可を得て、裁判所で係属中の女性の権利侵害に関連する手続に介入することもできます。

また、新法は、性別に基づく暴力または女性の権利侵害に関連して被害を受けた個人からの苦情を受け付ける、女性の権利の行政監察官(「**行政監察官**」)についても規定しています。行政監察官は、受領した苦情に関する調査が完了し次第、当該苦情に関する推奨事項を含む報告書を委員会へ送付するものとされています。

所管大臣は、委員会と協議し、新法で求められる事項について規則を定めるものとされています。また、委員会は、女性の地位向上に関して委員会が講じた措置及び委員会の助言を含む報告書を会計年度末ごとに国会に提出するものとされています。

⁷ 本稿作成に際しては、スリランカの法律事務所 D.L. & F. De Saram 所属の Hansi Abayaratne 弁護士に協力を得ました。

1. 個人データ保護法の改正

2024年6月1日に施行されたトルコ個人データ保護法(「DPL」)第6698号の改正は、海外へのデータ移転の法的根拠を全面的に見直すものです。DPLの下では、海外への個人データ移転には、原則としてデータ主体の同意が必要ですが、例外的に、以下のいずれかの場合には、国境を越えたデータ移転が可能です。なお、トルコデータ保護局(「DPA」)が2024年7月10日に発表した「個人データの海外移転に関する手続き及び原則に関する規則(Regulation on the Procedures and Principles Regarding the Transfer of Personal Data Abroad)」に従い、データ管理者及びデータ処理者は、DPL及び規則に規定された手続き及び原則に従ってのみ、個人データをトルコ国外に移転することができます。

(i) **DPAが適切性認定を下した場合**：DPLは、データ移転にデータ主体の同意が不要とされる場合(例えば、法的義務の遵守又は正当な利益の追求のために移転が必要である場合)には、移転先の国、国際組織又は部門に関してDPAによる適切性認定があれば、個人データを海外に移転できると規定しています。もっとも、DPAは、2024年9月末日時点において、適切性に関するガイドラインを公表しておらず、詳細は今後のDPAによるガイドラインの公表を待つことになります。

(ii) **適切な保護措置が実施されている場合**：データ主体が、データ移転先で自らの個人データの取扱いに対して問題が生じた場合に、必要な法的救済手段に訴えることができることを条件に、DPLは、データの移転先の国において適切な保護措置のいずれかが講じられれば、個人データをトルコ国外に移転できると規定しています。適切な保護措置とは、(a)トルコの公的機関と移転先の国との間での協定の締結、(b)企業グループ内のデータ移転に関する拘束力のある企業規則の採用、(c)標準契約条項(「SCC」)の締結(後述の通りDPAに通知されることが必要)及び(d)DPAが承認する書面による合意の締結です。特に、(c)に関して、新規則は、従来はSSCが事前承認であったところ、署名完了から5営業日以内にDPAに通知するだけで、SCCに基づいてデータを海外に移転できる旨定めたことが注目されます。なお、データ管理者とデータ処理者間の個人データの海外移転に使用されるSCCについては、2024年7月10日にDPAのウェブサイトで公表されています。

(iii) **その他の場合**：DPLは、適切性認定がなく、適切な保護措置も利用できない場合であっても、(1)データ主体が移転に明示的な同意を与えた場合、(2)データ主体とデータ管理者との間の契約履行のために移転が必須である場合、(3)優先する公共の利益のために移転が必須である場合、(4)権利の確立、行使又は保護のために移転が必須である場合などには、個人データを海外に移転することができる旨を定めています。ただし、この場合、データの移転は反復性のない臨時的なもの(定期的又は継続的であってはならず、1回又は数回しか発生してはならない)である必要があります。

2. 暗号資産関連規制の動向

トルコでも、近年、暗号資産に関連する規制が制定され、精緻化されています。最近の規制として、2024年7月2日付のトルコ資本市場法(「CML」)の改正では、暗号資産の位置づけを明確化するとともに、サービスプロバイダーへの規制などが含まれています。主要な改正点としては、(i)**暗号資産**：無形資産として定義されており、資本市場商品としては分類されませんが、投資家に対して資本市場商品と類似の権利が与えられます。(ii)**プラットフォームとウォレット**：プラットフォームは取引や譲渡を扱い、ウォレットは暗号資産や関連する秘密鍵を保管します。(iii)**規制監督**：資本市場委員会(「CMB」)が暗号資産プラットフォームを監督し、これらを許認可の対象としています。(iv)**顧客保護**：顧客の暗号資産及び現金は、サービスプロバイダーの資産とは分離して管理されます。(v)**制裁**：無許可の暗号サービスは罰則の対象となり、これはトルコの顧客を対象とする外国のプラットフォームにも適用されます。

加えて、CMBが発行した2024年9月19日付の規制では、投資家を保護し、トルコにおいて透明性が高く追跡可能な暗号資産市場を創出することを目的として、次の内容を規制しています：(i)**顧客資産の管理及び送金の制限**：送金は認可された銀行や機関を通じて行われなければならない、プラットフォームが顧客の現金を受領、引渡し又は保管することは禁じられています。(ii)**注文手続き**：注文は指定された媒体を通さなければならない、SNSを通じての注文は認められません。(iii)**NFT及びゲーム資産**：CMLの適用外とされており、別途専用の市場と取引ルールが適用されます。(iv)**流動性プロバイダー及びP2Pマーケットプレイス**：これらの機関や市場に対する新しい規則が設けられています。(v)**禁止事項**：暗号資産貸付、CMBが規制するまでの資本市場商品としての暗号資産の発行及び誤解を招く広告やプロモーションキャンペーンは禁止されています。

1. 会社の登録資本管理に関する新ルール

中国における有限責任会社の登録資本は、すべての株主が引き受けた出資額となりますが、現行会社法(「**新会社法**」)が2024年7月1日に施行されるまでは、株主が引き受けた出資の払込期限については明確なルールがありませんでした。その結果、一部の会社においては、著しく長い出資払込期限(例えば、50年間)を設けたり、会社の事業内容や資産規模に照らして明らかに相応しくない登録資本を設定(例えば、実際の払込額が10万人民元程度であるにもかかわらず、登録資本を1億人民元と設定)したりすることが散見されました。

これに対し、新会社法では、引き受けた出資は、有限責任会社の設立日から5年以内に払い込まなければならないというルールが新設されました⁸。これに伴い、新会社法の施行前、即ち2024年6月30日までに設立された既存の有限責任会社に対する経過措置を定めるものとして、「『会社法』登録資本登記管理制度の実施に関する国务院の規定」(「**本規定**」)が2024年7月1日に公布されました(同日施行)。本規定の定める経過措置の概要は、下記のとおりです。

- (i) 登録資本の払込期限が2027年7月1日から5年以内(即ち、2032年6月30日まで)に到来する場合は、当該払込期限までに払い込めばよいとされています。
- (ii) 登録資本の払込期限が2027年7月1日から5年を超える(即ち、2032年7月1日以降の日である)場合には、原則、2027年6月30日までに、払込期限を(変更日から)5年以内の日(即ち、遅くとも2032年6月30日までの日)に変更の上、当該期限に従って払い込む必要があるとされています。

また、新会社法によれば、株主が期限どおりに払い込まなかった場合、会社に対して損害賠償責任を負うほか、当局に是正命令を命じられ、5~20万人民元の過料(情状が重大な場合は、未払込金額の5~15%に相当する株主に対する過料に加え、当該株主の直接責任者に対する1~10万人民元の過料)を科されるおそれもあるため、払込が難しい場合は早急に持分譲渡や減資などの対策を検討しておくことが望ましいと考えられます。

なお、本規定では、前述のとおり会社の出資払込期限や登録資本が明らかに異常である場合、会社登記管理当局が会社の経営範囲、経営状況及び株主の資力等を勘案し、会社の出資払込期限や登録資本において合理性や真実性を欠くと判断したときは、当該払込期限や登録資本の調整を求めることができる旨の規定も設けられています。したがって、出資払込期限や登録資本を定める際に、かかる定めを念頭に置く必要があると考えられます。

2. 消費者保護の新動向

新しいビジネスモデルや消費者保護において直面する問題点に 대응べく、国务院が2024年3月15日に公布した「消費者權益保護法実施条例」が2024年7月1日に施行されました。重要なポイントは、以下のとおりです。

- i. 事業者は、消費者に対して無償配布した商品・サービスについても、消費者の身体・財産の安全を確保する義務を負うことが明確になりました。また、無償配布の商品・サービスに瑕疵がある場合、正常に使用することができ、かつ、法律の強行規定にも反しないときであっても、事業者は消費者に対してその旨を事前に告知しなければならないとされています。
- ii. 事業者が約款を利用する場合、従来の、消費者の権利を排除若しくは制限し、事業者の責任を軽減若しくは免除し、又は消費者の責任を加重するなどの消費者にとって不公正・不合理な規定に加え、消費者が契約を変更又は解除する権利、紛争解決手段として訴訟又は仲裁を選択する権利、他の事業者の商品・サービスを選択する権利などの消費者の権利を制限する旨の規定も、約款に記載することが禁止されました。
- iii. 事業者がプリペイド方式で商品・サービスを提供する場合、(i)商品・サービスの内容や価格、払戻方法、違約責任などを明記した書面契約の締結、(ii)プリペイド代金受領後における品質及び価格の維持、(iii)重大な経営リスクが生じた場合におけるプリペイド代金の徴収禁止、(iv)休業又は移転時における30日前までの事前公告などが義務付けられました。

⁸ 会社法第228条によれば、有限責任会社の増資時における増資分の引受についても、当該払込期限に関するルールが準用されます。

1. 個人データ保護法の動向

サウジアラビア個人データ保護法(「PDPL」)、サウジアラビア個人データ保護法施行規則(「PDPL 規則」)及びサウジアラビア国外への個人データ移転に関する規則(「移転規則」)は、1年間の猶予期間を経て、2024年9月14日より完全に施行されました。また、データ保護責任者選任規則、国内管理者登録規則、個人データの国外移転に関する法的拘束力ある共通ルール(Binding Common Rules)についてのガイドライン、標準契約条項及びその他のガイドラインが公表され、施行されています。

今回の個人データ保護に関する一連の改定の要点は、以下のとおりです。

- i. 移転規則の改正：移転規則の改正により、サウジアラビア国外への個人データの移転が認められる場合が明確化されました。
- ii. データ保護責任者選任規則、国内管理者登録規則、法的拘束力ある共通ルール(Binding Common Rules)についてのガイドライン及び標準契約条項の制定：これらの規則及びガイドラインの制定は、データ保護責任者の任命についてのルール、管理者がサウジアラビア国内に所在する場合の登録制度、法的拘束力ある共通ルール(Binding Common Rules)及び標準契約条項の内容を具体的に規定し、明確化にすることを目的としています。これらの事項は、PDPL、PDPL 規則及び移転規則において、別途規則やガイドラインで詳細を定めるとされていました。
- iii. その他のマニュアル及びガイドライン：[サウジアラビアデータ・AI 庁のウェブサイト](#)では、PDPL 及び上記各規則の内容を明確にするため、個人データ処理記録ガイドラインなどを含む、その他のマニュアルやガイドラインが公表されており、入手可能です。

なお、移転規制では、管轄当局が PDPL 及び規則により保証される保護の水準を下回らない個人データのための適切な水準の保護を提供する国又は国際機関のリストを公表すると規定されていますが、2024年10月11日時点において、当該リストは公表されていません。また、移転規制では、管轄当局が移転規制に含まれる規定に関連する指針及びガイドラインを発行することとされていますが、当該指針及びガイドラインもまだ公表されていません。

2. 新投資法の公布

サウジアラビアでは新たな投資法(「投資法」)が2024年8月11日に公布されました。投資法は、その公布から180日後に発効し、従前適用されていた外国投資法(「外国投資法」)及びその施行規則は廃止されることとなります。なお、投資法の施行規則(「投資法規則」)はまだ公布されていません。

投資法による主要な変更点等は、以下のとおりです。

- i. 投資法は、国内投資家及び外国投資家の双方に適用されます。これは、外国投資家だけに適用される既存の外国投資法からの大きな変更となります。
- ii. 投資法は、客観的かつ公平な基準に従って投資家に投資インセンティブを付与することを認めています。これらのインセンティブの実施に必要な規定及び基準は、投資法規則において定められます。
- iii. 投資法は、手続きの簡素化の一環として、外国投資家について、ライセンス(現在外国投資ライセンスとして知られている)の取得要件を撤廃し、これに代わり、投資対象となる活動がネガティブリストに記載されていない場合(又は、管轄当局の事前承認が得られている場合)に必要な手続きとして、登録手続きを規定しています。
- iv. 投資法は、公正かつ正当な待遇を受ける権利、没収及び収用からの保護、知的財産権の保護、苦情処理のための透明な手続きの確立など、投資家保護を強化しています。
- v. 投資家とサウジアラビア王国の管轄当局との間に紛争が生じた場合、当事者間で別段の合意がない限り、当該紛争はサウジアラビアの管轄地方裁判所によって解決されるとされています。この点に関して、投資法は、仲裁を含む代替的紛争解決方法を用いる投資家の権利を明示的に認めています。

1. 新たな企業結合規制の全面的な施行の開始

エジプトの新たな企業結合規制が、2024 年 6 月 1 日に全面的に施行されました。

エジプトでは、2022 年に公表された、2005 年エジプト競争法(「**競争法**」)の改正(「**2022 年改正**」)が施行されるまでは、企業結合規制について合併後の届出制度のみが存在していました。2022 年改正により、合併後の届出に代わる合併前の届出制度が導入されました。

2022 年改正は、公表の翌日に施行されたものの、新届出制度は、制度の運用面に関する実務的な詳細が競争法の施行規則に盛り込まれることになっていたため、運用を開始することができませんでした。そのため、エジプト競争当局は、関連する施行規則が発行されるまで、新しい企業結合規制を適用しないことを発表していました。

2024 年 4 月 4 日、2022 年改正を施行する改正施行規則(「**規則**」)が公布され、2024 年 6 月 1 日に施行されました。2024 年 5 月 31 日までに完了しなかった届出対象の取引は、2022 年改正で導入された新しい企業結合規制の対象となります。

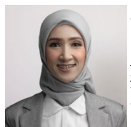
2022 年改正及び規則の(合併前の届出制度への変更以外の)重要な変更点として、(i) 経済的集中の定義の変更、(ii) 売上高基準値の引き上げ、(iii) 合併審査プロセスとスケジュール、(vi) 新たな届出要件及び手続き、(v) 違反に対する従前より高額な罰金などが挙げられます。

エジプト企業又は子会社が関与する合併や類似の取引を行う個人又は企業は、2022 年改正及び規則に確実に準拠していることを確認するために細心の注意を払う必要があります。

編集者

鈴木 多恵子(パートナー、東京事務所)
 白井 美和子(アソシエイト、東京事務所)
 長岡 隼平(アソシエイト、東京事務所)
 宮関 貴臣(アソシエイト、東京事務所)
 難波 早登至(アソシエイト、東京事務所)
 小川 莉央(アソシエイト、東京事務所)

Contacts



インドネシア
ミリアム・アンドレータ
 提携事務所パートナー,
 Walalangi & Partners
Mandreta@wplaws.com



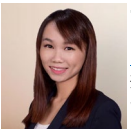
インドネシア
ハンス・アディプトラ・クルニアワン
 提携事務所パートナー,
 Walalangi & Partners
hadiputra@wplaws.com



インドネシア(和文監修者)
吉本 祐介
 インドネシアプラクティスパート
 ナー, 東京
y.yoshimoto@nishimura.com



インドネシア(和文監修者)
竹崎 真子
 アソシエイト, 東京
m.takezaki@nishimura.com



マレーシア
ワンメイ・リョン
 提携事務所パートナー,
 WM Leong & Co 代表
w.m.leong@nishimura.com

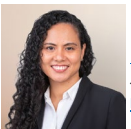
マレーシア
ライアン・ヘン
 提携事務所アソシエイト,
 WM Leong & Co
ryan.heng@wmlaw.com.my



マレーシア(和文監修者)
眞榮城 大介
 パートナー, クアラルンプール
d.maeshiro@nishimura.com



マレーシア(和文監修者)
秋山 菜
 アソシエイト, 東京
s.akiyama@nishimura.com



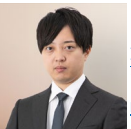
フィリピン
ミシェル・マリエ・F・ヴィラリカ
 パートナー, シンガポール
m.villarica@nishimura.com.com



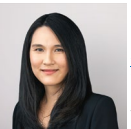
フィリピン
ステフィ・サリス
 アソシエイト, シンガポール
s.sales@nishimura.com



フィリピン(和文監修者)
佐藤 正孝
 パートナー, シンガポール
m.sato@nishimura.com



フィリピン(和文監修者)
武田 利久
 アソシエイト, 東京
ri.takeda@nishimura.com



シンガポール
メリッサ・タン
 アライアンス事務所ダイレク
 ター, Bayfront Law
melissa.tan@bayfrontlaw.sg

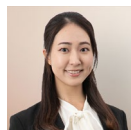


シンガポール
チン・スーシャン
 アライアンス事務所アソシエ
 イト, Bayfront Law
suxian.chin@bayfrontlaw.sg



シンガポール(和文監修者)
吉本 智郎
 パートナー, シンガポール
t.yoshimoto@nishimura.com

シンガポール(和文監修者)
難波 早登至
 アソシエイト, 東京
sa.namba@nishimura.com



シンガポール(和文監修者)
村林 優里香
 アソシエイト, 東京
y.murabayashi@nishimura.com



タイ

ジラポン・スリワット
パートナー, バンコク事務所共同
代表
j.sriwat@nishimura.com



タイ

アピンチャー・サーンティカセム
パートナー, バンコク
a.samtikasem@nishimura.com



タイ(和文監修者)

志澤 政彦
アソシエイト, 東京
m.shizawa@nishimura.com



タイ(和文監修者)

藤岡 七海
アソシエイト, 東京
n.fujioka@nishimura.com



ベトナム

ヴ・レ・バン
パートナー, ハノイ/ホーチミン
ホーチミン事務所共同代表
v.l.bang@nishimura.com



ベトナム

グエン・ティ・タン・フォン
パートナー, ハノイ/ホーチミン
n.t.t.huong@nishimura.com



ベトナム(和文監修者)

池田 展子
カウンセラー, ハノイ/ホーチミン
n.ikeda@nishimura.com

ベトナム(和文監修者)

小川 莉央
アソシエイト, 東京
r.ogawa@nishimura.com



ベトナム(和文監修者)

秋山 葵
アソシエイト, 東京
s.akiyama@nishimura.com



ベトナム(和文監修者)

藤岡 七海
アソシエイト, 東京
n.fujioka@nishimura.com



インド

鈴木 多恵子
インドブラクティスパートナー,
東京
t.suzuki@nishimura.com



インド

イシャ・シャ
アソシエイト, フランクフルト/
デュッセルドルフ
i.shah@nishimura.com



インド(和文監修者)

白井 美和子
アソシエイト, 東京
m.shirai@nishimura.com



ミャンマー

ソーニャントウン
アソシエイト, ヤンゴン
s.n.htun@nishimura.com



ミャンマー(和文監修者)

中島 朋子
アソシエイト, 東京
to.nakashima@nishimura.com



台湾

張 勝傑
パートナー, 台北
西村朝日台湾法律事務所共同代表
s.chang@nishimura.com



香港

坂本 龍一
パートナー, 東京
r.sakamoto@nishimura.com



アラブ首長国連邦

森下 真生
パートナー, ドバイ
m.morishita@nishimura.com



アラブ首長国連邦

羽野島 章泰
カウンセラー, ドバイ
a.hanoshima@nishimura.com



日本

加賀 宏樹
パートナー, 東京
h.kaga@nishimura.com



日本

岡田 彩
アソシエイト, 東京
a.okada@nishimura.com



バングラデシュ

鈴木 多恵子
インドブラクティスパートナー,
東京
t.suzuki@nishimura.com



バングラデシュ

バーシャ・バッタチャリヤ
カウンセラー, 東京
v.bhattacharya@nishimura.com



バングラデシュ(和文監修者)

杉谷 真
アソシエイト, 東京
m.sugitani@nishimura.com



バングラデシュ(和文監修者)

武田 利久
アソシエイト, 東京
ri.takeda@nishimura.com



スリランカ

川島 章裕
カウンセラー, 東京
a.kawashima@nishimura.com



トルコ

廣澤 太郎
ベトナムプラクティスパートナー, 東京/ハノイ/ホーチミン
t.hirosawa@nishimura.com



トルコ(和文監修者)

秋山 葵
アソシエイト, 東京
s.akiyama@nishimura.com



トルコ(和文監修者)

村林 優里香
アソシエイト, 東京
y.murabayashi@nishimura.com



中国(中国法監修)

張 翠萍
パートナー, 東京
c.zhang@nishimura.com



中国

陳 致遠
アソシエイト, 東京
z.chen@nishimura.com



中国(和文監修者)

志賀 正帥
カウンセラー, 東京
m.shiga@nishimura.com



サウジアラビア王国

森下 真生
パートナー, ドバイ
m.morishita@nishimura.com



サウジアラビア王国

黒田 英
アソシエイト, ドバイ
s.kuroda@nishimura.com



エジプト

森下 真生
パートナー, ドバイ
m.morishita@nishimura.com



エジプト

黒田 英
アソシエイト, ドバイ
s.kuroda@nishimura.com

本リーガルアップデートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。